

香取広域市町村圏事務組合不燃性廃棄物処理施設 設置及び管理に関する条例施行規則

昭和49年8月2日

規則第1号

改正 平成4年3月3日規則第1号

平成18年3月27日規則第7号

平成19年4月1日規則第15号

平成21年4月1日規則第9号

平成30年3月1日規則第2号

令和3年2月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合不燃性廃棄物処理施設設置及び運営に関する条例（昭和49年香取広域市町村圏事務組合条例第4号）第4条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における不燃性廃棄物及び可燃性廃棄物並びに容器包装廃棄物とは、次に掲げるものをいう。

(1) 不燃性廃棄物

ア ガラス類 大小のビン、窓ガラス、セトモノ等

イ 金属類 大小の空カン、自転車、金属製の机、椅子、ロッカー等

(2) 可燃性廃棄物 香取市、神崎町、多古町及び東庄町の住民(以下「住民」という。)

が自ら本施設に搬入した香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成20年香取広域市町村圏事務組合条例4号)第2条に規定する一般廃棄物のうち家庭等から排出された可燃性の廃棄物

(3) 容器包装廃棄物 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第4項に規定する容器包装

(処理方法)

第3条 不燃性廃棄物の処理方法は、材質別及び色別に選別することにより再資源化を図り、再資源化できないものは埋立等の処理を行う。

(1) ガラス類は、これを粉砕し、金属類は圧縮して容積の縮小を行う。

(2) 縮小後の粗大ごみは、埋立等の処理を行う。

2 可燃性廃棄物及び容器包装廃棄物は、可燃性廃棄物処理施設への移送を行うほか、再資源化できるものは保管し、適正処理が可能な者へ引き渡す。

(搬入方法)

第4条 各家庭から排出された不燃性廃棄物及び容器包装廃棄物は、各市町又は本組合において収集し、若しくは住民が自ら本施設へ搬入するものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する市町村長の許可を得た者は、自ら搬入することができる。

(搬入の禁止)

第5条 次に掲げるものの搬入は禁止する。

(1) 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定される特定家庭用機器

(2) 本組合の処理設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難であると認められるもの

(その他)

第6条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年8月2日から施行する。

附 則（平成4年3月3日規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規則第7号）

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。